

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月24日

四日市市議会議長 加納 康 樹

四日市市議会規則第2号

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則

四日市市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>電子採決システム等による表決</u>)</p> <p>第66条 議長が表決をとろうとするときは、<u>電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p>2 <u>電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。なお、採決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項及び第71条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</u></p> <p>4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>	<p>(<u>起立による表決</u>)</p> <p>第66条 議長が表決をとろうとするときは、<u>問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムによる方法で表決をとらなければならない。

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

附 則

この規則は、平成28年2月12日から施行する。